

松本市公告第144号

令和7年度松本市海外誘客プロモーション事業業務を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和7年5月13日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 業務名称

令和7年度松本市海外誘客プロモーション事業業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度松本市海外誘客プロモーション事業業務仕様書」のとおり

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 企画提案参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者ではないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

4 募集要項等関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

5 参加表明書提出の手続き

(1) 提出期限

令和7年5月27日（火）正午まで（必着）

(2) 提出書類（各1部）

下記の提出書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、令和6年度の松本市入札参加資格（令和6年6月1日～令和7年5月31日）を有す

る者は、ウ〜クについて提出を省略できる。

ア 参加表明書（様式4）

イ 誓約書（様式5）

ウ 会社概要

エ 登記事項証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

オ 国税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※ 未納の税額がないことがわかる証明書

カ 市税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※松本市内に事業所を有する場合、未納の税額がないことがわかる証明書

キ 財務諸表（提出日から直近のもの）

ク 印鑑証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）

※ 印鑑証明書と契約等に使用する印鑑が異なる場合、使用印鑑届（様式8）を提出すること。

6 質問の受付と回答

(1) 受付期限

令和7年5月19日（月）正午まで

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。

※ 提出先メールアドレス:kankou@city.matsumoto.lg.jp

(3) 質問への回答

令和7年5月20日（火）※予定

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年6月17日（火）正午まで（必着）

(2) 提出書類

下記の提出書類ア〜オについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により、必要部数（イ、エ、オについては社名入り1部、社名無し10部、その他については各1部）及びPDF形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。

なお、「エ 見積書の内訳書」及び「オ 業務実施スケジュール」については企画提案書の中に記載すること。

ア 提案書類提出書（様式1）

イ 企画提案書（A4両面印刷、長辺2点留め、目次及び各ページ数を付記）

ウ 本業務に関する提案見積書（様式2）

エ 上記ウの内訳書（様式任意）

オ 業務実施スケジュール（様式任意）

カ 業務協力予定書（様式3）

※ 共同提案を予定している場合のみ

8 審査会

本プロポーザル実施および選定等に関する審議は、次に示す審査会で行う。

(1) 名称

令和7年度松本市海外誘客プロモーション事業業務企画競争実施委員会

(2) 審査方法

書面審査及びプレゼンテーション審査により、提案内容を得点化し、合計得点が最も高い者1者を選定する。全参加者の技術評価点が基準点（審査員の技術評価合計点の7割）未満だった場合は失格とし、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。

(3) プレゼンテーション審査日 令和7年7月2日（水）※予定

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記3参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が、業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不相当であると認めた場合

10 契約に関する事項

交渉権第1位に選定された者を本業務の委託候補者として契約の締結交渉を行う。なお、交渉権第1位に認定された者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された者と交渉を行うものとします。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがある。
- (6) 企画提案書等は、選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出書類の著作権は参加申請者に帰属するが、本件の選定の公表等に必要な場合には、松本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。

12 問合せ先

担 当 松本市役所文化観光部観光ブランド課 市江

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

メール kankou@city.matsumoto.lg.jp

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。